

受動喫煙対策はお済みですか？ 改正健康増進法の4つのポイント

2020年4月1日に、改正健康増進法が全面施行されました。本改正は、**望まない受動喫煙の防止**を図るため、特に健康影響が大きい子ども、患者の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理者の方が講ずべき措置等について定めたものです。

1 屋外でも家庭でも、喫煙する際には周囲に配慮を(配慮義務)

2 20歳未満のかたは、喫煙エリアに入れません

3 多くの人が集まる施設内は原則禁煙!

4 喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付け



施設ごとの規制内容

第一種施設【2019年7月1日～】

学校、病院、児童福祉施設、
行政機関の庁舎等

敷地内禁煙

(特定屋外喫煙場所の設置可)

第二種施設【2020年4月1日～】

第一種施設以外の多くの方が利用する施設
(事業所、ホテル、飲食店など)

原則屋内禁煙

(基準を満たす喫煙室の設置可)

皆様から寄せられたQ&A

- Q. 会社の事務室は規制対象ですか？
A. 第二種施設なので、原則禁煙です。
- Q. すでにある店(売り場)の喫煙ブースを継続したい。どうすれば良いでしょうか？
A. たばこの煙の流出を防止する次の技術的基準を守ることになります。
① 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上
② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁・天井で区画する
③ たばこの煙が屋外または外部に排気されていること
- Q. デイサービス施設は規制対象ですか？
A. 第二種施設なので、原則屋内禁煙となります。
- Q. 居酒屋は規制対象ですか？
A. 第二種施設なので原則屋内禁煙です。ただし、経過措置で喫煙可能な場合もあります。
【注意】届出書に必要事項を記載し、提出する必要があります。
Q. 令和2年4月2日以降に居酒屋を新規開店したとき、経過措置は？
A. 喫煙可能店の該当になりません。

受動喫煙対策・対応事例

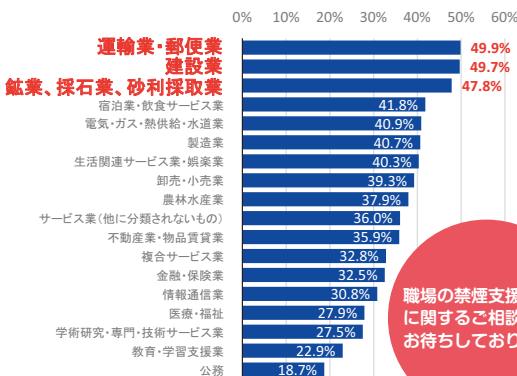
市内全域に広がるすべてのコンビニエンスストアを対象に、「建物の出入り口付近や市民が多く集まる場所での喫煙環境」の撤廃について、文書で協力依頼を行ったところ、速やかに灰皿の撤去や喫煙場所の移動など、ご協力くださった事例があります。

このほか、バス停の近くに灰皿を設置していたケースや、建物のヒサシ等の構造が煙が逃げにくい人の往来がある場所に喫煙場所を設置していたケースでは、各設置管理者が迅速に撤去等の対応をとってくださった事例もあります。

身近なところで「対策が必要なのは」と思われるケースがありましたら、健康づくり推進課までご連絡ください。



業種別喫煙率



(全国健康保険協会青森支部提供 H30年度データ)

職場の禁煙支援に関するご相談お待ちしております！

この機会に禁煙しませんか？



働き盛り世代の喫煙率が高いため、市では、直接企業へ出向いて実施する『出張禁煙相談会』を実施しています。女性の職場・グループに対しては、肌年齢等も測定できる女性向け出張禁煙相談会も実施可能です。

実施方法・実施形態についても相談可能ですので、まずは、一度ご連絡ください！

【実施日時】ご希望に合わせて実施します

【必要経費】無料

【問合せ先】青森市保健所 健康づくり推進課

TEL: 017-1718-12912

認定企業向けに聞きました！

企業の実践・アイデア たばこ編

まずは現状把握！

- ・会社で何人吸っているのかという現状把握
- ・毎月の喫煙率を集計し、禁煙外来受診費用を援助

環境の整備

- ・オンライン禁煙プログラムの利用
- ・市の事業を利用し、出張禁煙相談会を実施
- ・社内の禁煙デーを週2回とし、灰皿の撤去、敷地内全面禁煙を実施
- ・毎月22日は禁煙の日であることをポスター等でアピール
- ・喫煙以外のごに気を向けられるような環境づくり（リフレッシュの機会づくり）
- ・社として、タバコを吸っていない人は禁煙マークをつける
- ・敷地内禁煙に加え、敷地内駐車している車の中での喫煙も禁止にした



情報提供・ヘルスリテラシー向上・声かけ

- ・喫煙が及ぼす影響について社員に定期的に情報提供
- ・喫煙に関する情報の周知啓発（ポスター掲示、社内イントラネットの利用）
- ・産業医等による喫煙の健康リスクに関する講習会を開催し、意識を変えてもらう
- ・喫煙で実際に健康を害した人の体験談を紹介
- ・モチベーションを高めるため、タバコをやめたことで浮いたお金を計算する
- ・喫煙のタイミングで「禁煙しないの？」「禁煙してみたら？」の声かけを実施

インセンティブ

- ・禁煙宣言として年2回募集し、宣言時に禁煙グッズ、達成時に記念品を用意する（達成基準は4か月）
- ・禁煙者に月1,000円ほどの手当を支給。
- ・非喫煙者への給与面での優遇



職場健康づくりリーダーの活躍で

職場の健康づくりが広がっています！

あおもり職場健康づくりリーダー（健やか隊員）になりませんか？

職場の健康づくり活動を支援するため、1日講座の「職場健康づくりリーダー育成ゼミ」を開催しています。

職場での健康づくりに悩むご担当者の皆様、まずはご参加を！令和3年度は秋ごろ実施予定です。

広報あおもり等でお知らせしますので、お見逃しなく！

【受講対象者】

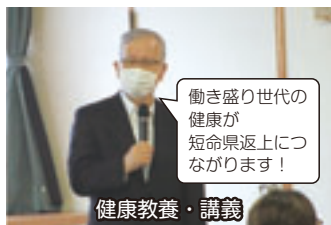
- ① 青森市内の企業・事業所に勤務し、次のいずれかに該当するかた
- ② 職場での健康づくり活動を担当している

受講料 無料

企業の健康づくり関連参考HP

青森県医師会健やか力推進センター [検索](#)

全国健康保険協会青森支部 [検索](#)



健康教養・講義

働き盛り世代の健康が短命県返上につながります！



運動（講義＋実習）

デスクワークの合間にも運動できますよ



健康・体力測定

私の筋肉量は、どれどれ



栄養・講義

塩分控えめでも満足感あり！

企業の取組事例発表

一人ひとりがしあわせな人生を実現するために

第一生命保険株式会社 青森支社 山田 藍さん



弊社はお客様に寄り添いしあわせを願う「生涯のパートナー」として、県下の皆様の「QOL向上への貢献」を目指しています。

運動習慣や生活習慣の改善に加え、社会活動に参加している人の幸福度が高く、社会とのつながりを持つことも、長生きや健康に良い影響があるとされています。弊社では、定期健康診断時の体組成測定や、「健康第一」アプリを活用した、日々の健康チェック、歩数対抗戦の実施に加え、健康づくりのリーダーを全事業所に配置して健康増進に取り組んでいます。

また、歩数に応じた金額を地域・社会にお役立ていただく活動や、各自治体で実施している健診・検診情報をご案内する活動など地域課題解決に向けた地域貢献活動にも取り組んでおります。（地域清掃・寄附・寄贈等）

今後、私たち一人ひとりの健康づくりと同時に、地域・社会へ貢献できる活動に取り組み、QOL向上を目指します！

令和2年度 新たに23名のリーダー誕生！